

重点対策加速化事業への応募について

1. 重点対策加速化事業とは

(1) 目的

国は、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月）に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を設け、令和4年度から、「脱炭素先行地域」における先進的な取組への支援のほか、全国的な再エネ導入等の底上げを目的として、地方公共団体・企業・住民が主体となって、「重点対策」を複合的に組み合わせた複数年にわたる意欲的な計画を加速的に実施する取組に対する支援を実施しています。

(2) 選定状況：応募自治体数非公表（別紙1）

- 第1回（令和4年5月） 13件：小田原市ほか7県5市町
第1回（令和4年7月） 9件：開成町ほか1県7市町
第2回（令和4年9月） 7件：厚木市ほか2県4市町
第3回（令和5年2月募集：令和4年度補正と令和5年度当初の同時募集）

(3) 留意事項、脱炭素先行地域づくり事業との相違

- ・1 地方公共団体につき 1 事業計画のみ提出可能。
 - ※上限額の範囲内であれば、新規事業の追加など事業計画の変更可能
- ・脱炭素先行地域づくり事業の補助率：概ね $2/3$
重点対策加速化事業の補助率：概ね $1/2$
- ・脱炭素先行地域づくり事業の対象
 - ： 特定エリア内の電気の脱炭素実現等が要件。公共施設群は評点が低い。
- 重点対策加速化事業の対象
 - ： エリアの特定や脱炭素実現を要件とせず、地方公共団体の活用も可能。
- ・提案者は地方公共団体。民間事業者と個人には地方公共団体が間接交付。

(4) 概要

- 期間：概ね 5 年程度（申請年度+5 年を上限／2030 年度までを上限）
限度額：上限 1.5 億円（民間事業者と個人は合計で上限 5 億円。地方公共団体が、当該交付額の 5 割以上上乗せ補助する場合は、合計額から控除）
温対法に定める促進区域に係る事業に適合する場合は、5 億円加算。
要件：再エネ設備 0.5MW 以上を導入すること。

(5) のア又はイの 1 つ以上、ア～オの 2 つ以上を実施すること。

除外規定：国の目標や基準を上回る事業は単独実施を可とする。

- ア. 2030 年度までに設置可能な公共施設数（建物・土地）50%超に PV を導入する事業
- イ. 導入・更新する公用車全てが EV・FCV・PHEV で、ストックが 2030 年度までに EV・FCV・PHEV となる事業
- ウ. 国の ZEH 基準を上回る外皮性能の住宅への交付事業

（５）補助対象事業・補助対象経費（別紙 2・3：令和 5 年 1 月時点のもの）

ア. 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

主な対象設備	導入方法	事業実施主体	交付率	上限
太陽光発電設備 自家消費型。FIT 認定等・自己託送を除く	PPA・リース可	地方公共団体※	1 / 2	—
		民間事業者	5 万円/kW	—
		個人	7 万円/kW	—
蓄電池 上記 PV の付帯設備・平常時も使用が要件	PPA・リース可	地方公共団体	2 / 3	19 万円/kWh×2/3
		民間事業者	1 / 3	19 万円/kWh×1/3
		個人	1 / 3	15.5 万円/kWh×1/3
EV・PHEV 上記 PV の付帯設備・原則再エネ発電接続	—	地方公共団体	蓄電容量	経産省 CEV 補助金の 銘柄ごとの補助金交 付額
		民間事業者	× 1 / 2	
		個人	× 4 万円/kWh	
充放電設備 上記 PV の付帯設備・原則再エネ発電接続	—	地方公共団体	充放電設備：1 / 2	—
		民間事業者	充電設備：1 / 2	
		個人	外部給電器：1 / 3	
自営線・エネルギーマネジメントシステム等 上記 PV の付帯設備	—	地方公共団体	2 / 3	—
		民間事業者		
		個人		

※交付期間内に設置可能な公共施設数（建物・土地）の 50%超に導入しない限り PPA・リースによる導入に限る。

イ. 地域共生・地域裨益型再エネの立地

主な対象設備	導入方法	事業実施主体	交付率
太陽光発電設備 地域共生・地域裨益型※ FIT・FIP 認定・自己託送を除く	PPA・リース可	地方公共団体	1 / 2
		民間事業者	
		個人	

※公有地や農地、ため池、廃棄物最終処分場を活用して再エネ発電設備を設置する事業又は温対法に定める促進区域に係る事業に適合する場合

ウ. 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

主な対象	事業実施主体	交付率	上限
ZEB	地方公共団体 民間事業者 民間事業者の場合、 新築は 10,000 m ² 未 満、既築は 2,000 m ² 未満に限る。	新築 ZEB 3 / 5、 Nearly ZEB 1 / 2 ZEB Ready・ ZEB Oriented 1 / 3 既築 ZEB・Nearly ZEB・ ZEB Ready・ ZEB Oriented 2 / 3	5 億円/棟/年 2,000 m ² 未満は 3 億円/棟/年・ZEB Ready は対象外
高効率換気空調設備、 高効率照明機器、 高効率給湯器、 コージェネレーション 等	地方公共団体 民間事業者 個人	1 / 2	—

エ. 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

主な対象	事業実施主体	交付率	上限
ZEH ZEH+	地方公共団体 民間事業者 個人	ZEH、Nearly ZEH、 ZEH Oriented 55 万円/戸 ZEH+、Nearly ZEH+ 100 万円/戸 CLT 導入 90 万円/戸加算	—
ZEH-M	地方公共団体 民間事業者 個人	3 層以下の 低層集合住宅 40 万円/戸 5 層以下の 中層集合住宅 20 層以下の高層集合住宅 1 / 3 CLT 導入 10 万円/m ² 加算	3 億円/年 又は 低層 6 億円/事業 中高層 8 億円/事業 CLT1, 500 万円/棟
既存住宅 断熱改修	地方公共団体 民間事業者 個人	1 / 3 高性能建材 (ガラス・窓・断熱材・玄関ドア)	戸建住宅 120 万円/戸 集合住宅 15 万円/戸
高効率換気空調設備 高効率照明機器、 高効率給湯器、 コージェネレーション 等	地方公共団体 民間事業者 個人	1 / 2	—

オ. ゼロカーボン・ドライブ

主な対象設備	事業実施主体	交付率	上限
EV・FCV・PHEV 外部給電が可能なもの 再エネ発電に接続するもの等	地方公共団体	蓄電容量 × 1 / 2 × 4 万円/kWh	経産省 CEV 補助金の銘柄 ごとの補助金交付額
	民間事業者		
	個人		
充放電設備 上記EV等の付帯設備 再エネ発電に接続するもの等	地方公共団体	充放電設備：1 / 2	—
	民間事業者	充電設備：1 / 2	
	個人	外部給電器：1 / 3	
EV（カーシェア） ○公用車：他自治体や民間企業と共用、 遊休時の地域住民等への貸出 ○社用車：自治体や他企業との共用、 遊休時の社員等への貸出	地方公共団体	EV 100 万円/台	車体価格の 1 / 3
	民間事業者	PHEV 60 万円/台	
EVバス・PHEVバス 定員 11 人以上の自家用バス 再エネ発電に接続するもの等	地方公共団体	1 / 2	—
	民間事業者		
	個人		
EV清掃車 再エネ発電に接続するもの等	地方公共団体	1 / 2	—
	民間事業者		
グリーンスローモビリティ 時速 20km 未満で公道走行可能な電動車を活用した小さな移動サービス	地方公共団体	1 / 2	—
	民間事業者		

(6) 交付までの流れ

- ア. 環境省が事業計画を公募→地方公共団体が事業計画を地方環境事務所へ提出→地方環境事務所が不備等の確認後、本省へ回付。
- イ. 環境省本省において書面確認・ヒアリングの実施。補正の後、審査。
- ウ. 地方環境事務所が地方公共団体へ審査結果に基づく交付の是非を通知。
- エ. 地方公共団体が交付上限額の範囲内で交付を申請し、地方環境事務所が交付決定。

(7) 評価ポイント

- ア. 事業実施における創意工夫のある取組が複数示されていること。また、当該取組が先進的で全国の地域で参考となるものであること。
- イ. 事業実施による効果を波及させるための具体的な取組が複数示されていること。
- ウ. 地方公共団体内部の関係者間における体制が適切かつ具体的に構築され

ていること。外部の関係者（地域の企業や金融機関等）との連携が構築されていること又は構築が予定され調整方針が具体的に示されていること。

2. 令和6年度重点対策加速化事業への応募に向けて

(1) 募集時期（想定） 令和6年1月中旬から2月初旬

(2) 事業期間（予定） 令和6～10年度：事業実施
※令和5年度 事業設計等準備期間
令和6年度 採択後、補正予算による予算計上

(3) 規定様式以外の提出書類（参考資料）

ア. 地方公共団体：事業実施箇所を示す資料

イ. 民間事業者へ間接交付：事業の実施箇所又は事業者いずれかを示す資料

ウ. 住民へ補助金交付：補助予定件数の根拠を示す資料

(4) 応募事業（案）

ア. 藤沢市役所（公共施設）分：交付上限額15億円から民間事業者等への間接交付5億円を控除した10億円。

イ. 民間事業者及び個人分：交付上限額5億円。他市を参考に想定。 検 討

(ア) 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

年 度	事業内容等			(事業費)
R 6 年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助 (PPA)	20 件	80kW	560 万円
	蓄電池※の個人向け間接補助 (PPA)	10 件		413 万円
	太陽光発電設備の民間向け間接補助 (PPA)	10 件	200kW	1,000 万円
	蓄電池の民間向け間接補助 (PPA)	5 件		950 万円
R 7 年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助 (PPA)	20 件	80kW	560 万円
	蓄電池の個人向け間接補助 (PPA)	10 件		413 万円
	太陽光発電設備の民間向け間接補助 (PPA)	10 件	200kW	1,000 万円
	蓄電池の民間向け間接補助 (PPA)	5 件		950 万円
R 8 年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助 (PPA)	20 件	80kW	560 万円
	蓄電池の個人向け間接補助 (PPA)	10 件		413 万円
	太陽光発電設備の民間向け間接補助 (PPA)	10 件	200kW	1,000 万円
	蓄電池の民間向け間接補助 (PPA)	5 件		950 万円
R 9 年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助 (PPA)	20 件	80kW	560 万円
	蓄電池の個人向け間接補助 (PPA)	10 件		413 万円
	太陽光発電設備の民間向け間接補助 (PPA)	10 件	200kW	1,000 万円
	蓄電池の民間向け間接補助 (PPA)	5 件		950 万円
R10 年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助 (PPA)	20 件	80kW	560 万円
	蓄電池の個人向け間接補助 (PPA)	10 件		413 万円
	太陽光発電設備の民間向け間接補助 (PPA)	10 件	200kW	1,000 万円
	蓄電池の民間向け間接補助 (PPA)	5 件		950 万円
			合計 1.4MW	14,615 万円

※蓄電池は出力調整機能付きのものとする。

(イ) 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等の ZEB 化誘導

年 度	事業内容等		(事業費)
R 6 年 度	高効率設備の民間向け間接補助 (換気空調、照明機器、給湯器、コージェネ等)	10 件	3,000 万円
R 7 年 度	高効率設備の民間向け間接補助 (換気空調、照明機器、給湯器、コージェネ等)	10 件	3,000 万円
R 8 年 度	高効率設備の民間向け間接補助 (換気空調、照明機器、給湯器、コージェネ等)	10 件	3,000 万円
R 9 年 度	高効率設備の民間向け間接補助 (換気空調、照明機器、給湯器、コージェネ等)	10 件	3,000 万円
R10 年 度	高効率設備の民間向け間接補助 (換気空調、照明機器、給湯器、コージェネ等)	10 件	3,000 万円
合計			15,000 万円

(ウ) 住宅・建築物の省エネ性能等の向上

年 度	事業内容等		(事業費)
R 6 年 度	既存戸建住宅断熱改修の個人向け間接補助	30 件	3,600 万円
	既存集合住宅断熱改修の個人向け間接補助	1 件 30 戸	450 万円
R 7 年 度	既存戸建住宅断熱改修の個人向け間接補助	30 件	3,600 万円
	既存集合住宅断熱改修の個人向け間接補助	1 件 30 戸	450 万円
R 8 年 度	既存戸建住宅断熱改修の個人向け間接補助	30 件	3,600 万円
	既存集合住宅断熱改修の個人向け間接補助	1 件 30 戸	450 万円
R 9 年 度	既存戸建住宅断熱改修の個人向け間接補助	30 件	3,600 万円
	既存集合住宅断熱改修の個人向け間接補助	1 件 30 戸	450 万円
R10 年 度	既存戸建住宅断熱改修の個人向け間接補助	30 件	3,600 万円
	既存集合住宅断熱改修の個人向け間接補助	1 件 30 戸	450 万円
合計			20,250 万円

以 上